

山梨県環境保護審議会鳥獣部会第2回 書面開催

○ 第13次鳥獣保護管理事業計画			
No.	項目	意見	対応
1	p9 外来鳥獣	アライグマについては、明確な記載があるが、次の行の被害を生じさせている鳥獣については（ハクビシン・ヌートリア等）を指していると思われるが、明確にしたらどうでしょうか。	ハクビシンの被害は明確ですが、ヌートリアは、県内では被害はなく、記載すべき鳥獣の特定が難しいことから、現状の表現に留める。
2	p 20 の 3-2 鳥類の飼養登録	許可権限を市町村に移譲しているため、捕獲許可と同じく権限を委譲していることを明記することが必要だと思う。	原則不許可であることから、現状の表現に留める。
3	p 34 4 鳥獣センター	<p>(2) 鳥獣センターの施設計画の「山梨県鳥獣センター」を「鳥獣センター」とし、備考に山梨県立武田の杜保健休養林の施設と記載すること。</p> <p>鳥獣センターは、設置管理条例では武田の杜保健休養林の一施設の名称であり、組織的には指定管理者（造園建設業協同組合）が鳥獣保護普及課を置いているに過ぎない。</p> <p>設立時にあった名称「山梨県鳥獣センター」は現在存在せず、この名称を使い続けることは問題があると感じている。</p>	鳥獣センターは存在し、機能していることから名称は変更せず、備考欄の「指定管理者制度導入施設」を「山梨県立武田の杜保健休養林の施設」とし、利用方針を「武田の杜の施設として一体的な利用を図る。」から「傷病鳥獣の保護管理思想の普及啓発」に変更する。

4	p 35 の 3 傷病鳥獣救護への対応	<p>原文「傷病鳥獣救護」の言葉の使い方について、「傷病鳥獣保護」か整理願いたい。</p> <p>P34 の 4 鳥獣センター、設置管理条例、「傷病鳥獣の保護業業務について」、指定管理の基本協定では、傷病鳥獣保護の言葉を使っている。</p>	<p>国の指針では「傷病鳥獣救護」の言葉を使っているため、現状の表現に留める。</p>
5	p 35 の 3 傷病鳥獣救護への対応	<p>p 35 の 3 傷病鳥獣救護への対応（1 方針）二行目のなお書き末尾</p> <p>原文「救護を優先する」を「救護を行う」に修正する。</p> <p>管理を行うことが必要な種は救護対象外となっているため（参考：傷病鳥獣の保護業業務について）</p>	<p>救護を行うに変更する。</p>
6	P29 第九の 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	<p>第九の 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査の中に希少種の野生鳥獣に関しての生息分布等の調査を入れた方が良いと思います。</p>	<p>希少鳥獣の調査も実施しているが、計画の中では、国指針に沿った表現に留める。</p>
7	全般	<p>国の捕獲強化策に従って 1 3 次計画を策定するという基本的な考え方で良いと思います。ただ今は減少させることに目がいつているが、減りすぎて絶滅することのないような視点を忘れないでいたいと思います。生物の多様性という観点をもって対応するのも私たちの使命であると思います。エビデンスに基づいた検討に心掛けたいと思います。</p>	<p>今後の検討の参考とする。</p>

○第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

No.	項目	意見	対応
1	捕獲個体の処理	ジビエは捕獲時期や処理の方法で使えない事が多いと考えられる。経済性の問題もあると思いますが、量的な処理が可能と考えられるペットフードや肥料なども考えられるのではないのでしょうか。	肥料としての活用は、現時点で公的な受け入れ施設はなく、今後の検討課題とする。
2	目標設定	国の目標を早期に達成する見込みとの実績に加え、新たな10年目標を設定するなど、優れた実績とチャレンジな目標を掲げた良い計画だと思います。	今後の検討の参考とする。
3	p17の(イ)自然植生への影響	南アルプスや秩父では自然植生への影響が顕在化しているとの記載がありますが、その後の説明文には南アルプスでの調査結果のみが記載されているが、秩父地域でも調査を行っているのでしょうか。	令和2年度「高標高域等の奥地森林におけるニホンジカの影響調査」(森林総合研究所)の調査で影響が明らかにされている。
4	P30(2)被害及び自然植生の回復状況	「自然植生の回復状況を把握するため・・・調査等を実施する」どのような調査を行うのでしょうか。	自然植生モニタリング調査を新たに実施予定。

○第3期山梨県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

No.	項目	意見	対応
1		なし	

○第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画

No.	項目	意見	対応
1	関係都県との連携	埼玉県が入っていない。現状の群れの動きに入っていないなくても、動物に県境はないので、県境を接する県とは情報を共有していることが必要ではないでしょうか。	記載はないが、関東山静ブロック鳥獣行政担当者会議で情報共有しているので、現状の表現に留める。

○第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針

No.	項目	意見	対応
1	個体数の推計	クマの個体数の推計の難しさを感じます。基本となる数の変化について継続的な調査の大切さを感じます。	今後の検討の参考とする。
2	P16(2) 保護管理の目標	狩猟と有害捕獲のみとなっていますが、近年、錯誤捕獲の個体数が多く、幼獣では錯誤捕獲で死亡することもあるので、錯誤捕獲で死亡した個体数も捕獲数にカウントできるような記載の工夫が必要かと思えます。	錯誤捕獲で死亡した個体も捕獲数に入れていることから、追記する。

○第4期山梨県カワウ管理指針

No.	項目	意見	対応
1		なし	